

児童手当の申請忘れにご注意ください

令和6年10月分から児童手当制度が改正(拡充)され、高校生年代まで支給対象となったり、所得制限が撤廃されたりしています。

さぬき市に住民登録があり、制度改正にともなう手続きが必要と思われる方には、令和6年9月に申請の案内を郵送しています。

高校生年代も対象



申請期限 令和7年3月31日(月)必着

申請期限を過ぎた場合、令和6年10月分からの拡充分は支給されず、申請した翌月分からの支給となります。

詳細については、さぬき市ホームページをご覧ください。



詳細はこちら↑

【問】子育て支援課 ☎(0879)26-9905

年金相談(予約制)

基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

3月18日(火) 10:00~15:00 長尾公民館講座室②

【問】街角の年金相談センター高松オフィス ☎(087)811-6020(平日8:30~17:15)

3月27日(木) 10:00~15:00 市役所本庁附属棟多目的室

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室 ☎(087)804-0508(平日8:30~17:15)

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料を納めることが困難なときは、免除・納付猶予制度をご利用ください！

保険料が納め忘れの状態や、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の納付が免除または猶予される場合があります。(※申請時点から2年1か月前の月分まで、遡って申請できます。)

また、退職(失業)された方は、雇用保険受給資格者証または雇用保険離職票などの写しを提示することにより、失業日の翌々年6月分までは所得状況を除外して審査が行われるようになります。

免除の種類や納付猶予については以下のとおりになります。

(1) 免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

(2) 納付猶予

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。(※納付猶予になった期間は、老齢基礎年金額には反映されません。)

(3) 学生納付特例

学生で本人の前年所得が一定以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

(※猶予になった期間は、老齢基礎年金額には反映されません。)

○ 保険料の追納

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。しかし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

【問】高松東年金事務所 ☎(087)861-3866(ナビダイヤル)

免除の種類 (月々の保険料:令和6年度分)	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族等の数+1) ×35万円+32万円	2分の1が反映
4分の3免除(4,250円)	88万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	8分の5が反映
半額免除(8,490円)	128万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	8分の6が反映
4分の1免除(12,740円)	168万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	8分の7が反映